

新型コロナワクチン定期予防接種開始

対象の方(主に65歳以上)へ個別通知を発送

シニア 10/1 火 ~

新型コロナワクチン接種は、今年度から主に65歳以上の方を対象に毎年1回実施する定期予防接種となりました。対象の方へは9月20日(金)以降、順次個別通知を発送します。

【接種期間】

10月1日(火)~令和7年3月31日(月)

【接種の方法】

通知内に記載されている江東区契約医療機関に直接予約のうえ、同封の接種予診票を持参してください。区では予約を受付できません。

【定期接種対象外の方の接種について】

定期接種の対象ではない方は、全額自費で接種(任意接種)を受けることができます。任意接種を実施している医療機関については、区HPをご確認ください。

図 保健所保健予防課コロナワクチン管理係

☎03-3647-8648 ㊟03-3647-8647



対象者と自己負担額(接種日時点で江東区に住民票がある方)

対象年齢(令和6年12月31日現在)	自己負担額
①75歳以上の方	無料
②65~74歳の方	2,500円
③60~64歳のうち身体障害者手帳1級で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方	2,500円
②、③のうち、生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者	無料

高齢者用肺炎球菌予防接種(任意接種)を開始

66歳以上の方が対象 ※令和6年度限り

シニア 10/1 火 ~

高齢者が重篤になりやすい肺炎を引き起こす原因のひとつである肺炎球菌感染症を予防するワクチンです。令和6年度に限り、任意接種の助成を行います。対象は、過去に高齢者用肺炎球菌予防接種を受けていない66歳以上の方です。※予診票を使わずに接種した場合や、江東区契約医療機関以外で接種した場合は費用助成の対象外です



図 10月1日(火)~令和7年3月31日(月)

場 江東区契約医療機関

㊟ 過去に高齢者用肺炎球菌予防接種を受けていない66歳以上の区民

費 自己負担額1,500円(生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は自己負担額免除)

㊟ 9月17日(火)から区内指定医療機関または区HPにある「予診票送付依頼書」に必要事項を記入し、〒135-0016東陽2-1-1保健所保健予防課感染症対策係へ郵送 ※ご自身で依頼書の取得が難しい場合は保健所から郵送することも可能です 図 [~9月13日(金)] 保健所保健予防課感染症対策係 ☎03-3647-5879

[9月17日(火)~] 高齢者肺炎球菌コールセンター ☎0570-016-055(ナビダイヤル)(月~金曜9:00~17:00※祝日を除く) ※通話料金がかかります ㊟03-3647-7068 ※助成回数:生涯に1人1回。「予診票送付依頼書」により申し込みのあった方(要件を満たす方に限る)に、区から予診票を送付します。江東区契約医療機関へ事前に予約をしてください

※申し込みから予診票の発送までは時間をいただきます。余裕をもってお申し込みください



高齢者インフルエンザ予防接種を開始

シニア

10/1 火 ~

自己負担額2,500円または無料でインフルエンザ予防接種を受けられます。対象者には9月13日(金)以降に順次、接種予診票を個別発送します。接種の際は持参してください。

図 10月1日(火)~令和7年1月31日(金)

場 江東区予防接種実施医療機関または江東区以外の22区の各区指定実施医療機関

㊟ 接種日現在、江東区に住民票がある右表に該当する方

※江東区から転出した場合は使用できません

図 [~9月13日(金)] 保健所保健予防課感染症対策係 ☎03-3647-5879

[9月17日(火)~] 高齢者インフルエンザコールセンター ☎0570-016-055(ナビダイヤル)(月~金曜9:00~17:00※祝日を除く) ※通話料金がかかります ㊟03-3647-7068



対象者と自己負担額

対象年齢(令和6年12月31日現在)	自己負担額
①75歳以上の方	無料
②65~74歳の方	2,500円
③60~64歳のうち身体障害者手帳1級で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方	2,500円
②、③のうち、生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者	無料

こどもインフルエンザ予防接種助成(生後6か月から高校3年生相当)については9月21日号でお知らせします

HPVワクチン

高校1年生相当の方・キャッチアップ接種対象者は令和7年3月31日まで



子宮頸がんの多くは、ヒトパピローマウイルス(HPV)への感染が原因といわれています。がん化するHPVの型を予防するワクチンとして、下表のいずれかを公費負担で定期接種することができます。

※接種期間を過ぎると公費負担の対象となりません

キャッチアップ接種について

国からの通知により皆さんへの接種勧奨を一時的に差し控えていましたが、接種による有効性が副反応のリスクを上回ることが認められたことから、個別に勧奨をする取り組みを再開しました。

勧奨を差し控えていた間に定期接種の対象だった方には、改めて公費負担で接種の機会を提供するキャッチアップ接種を令和4年度から実施していますが、令和7年3月31日に終了します。それまでに計3回の接種が必要です。

ワクチン名	予防できるウイルスの型	接種回数
2価ワクチン(サーバリックス)	HPV16・18型	3回(筋肉注射)
4価ワクチン(ガーダシル)	HPV6・11・16・18型	3回(筋肉注射)
9価ワクチン(シルガード9)	HPV6・11・16・18・31・33・45・52・58型	3回(筋肉注射) ※初回接種が15歳未満の場合は、合計2回の接種とすることも可能

※一般的に3回接種を終えるのに約6か月かかるため、おおむね9月末までに1回目の接種を開始する必要があります

【定期接種】

㊟ 小学6年生から高校1年生相当の女性で過去にHPVワクチンを計3回接種していない方

接種期間: 16歳となる日の属する年度の末日まで

※令和6年度高校1年生相当(平成20年4月2日~21年4月1日生まれ)の方は、令和7年3月31日まで

【キャッチアップ接種】

㊟ 平成9年4月2日~平成20年4月1日生まれの女性で過去にHPVワクチンを計3回接種していない方

接種期間: 令和7年3月31日まで



副反応について

厚生労働省HPのQ&Aをご覧ください。



いずれの接種も

図 実施医療機関 ※お送りしている接種券シールと予診票で接種が可能です。接種券シール・予診票の再発行等については、区HPをご覧ください。

図 保健所健康推進課健康づくり係

☎03-3647-9487 ㊟03-3615-7171

